

中途付加用条項集

2021年4月版[©]

このたびは、特約の付加のお手続きもしくは復活の手続のお申込をいただきありがとうございます。

さて、この「中途付加用条項集」は、特約の付加のお手続きもしくは復活の手続のお申込にともなう大切な事柄（特約条項・特則）を記載したものです。ぜひご一読いただき、既にお手元にお持ちの「ご契約のしおり・約款」および保険証券とともに保存、ご利用くださいますようお願いいたします。

もしおわかりにくい点がございましたら、担当の生命保険募集人（募集代理店を含みます）または当社コールセンターへお問い合わせください。

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 **通話料無料**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日・祝・12/31～1/3を除く)

目 次

特約条項

円 支 払 取 扱 特 約 条 項	3
円 支 払 特 約 条 項	6
円 支 払 特 約 (ユーロ 建 年 金 用) 条 項	8
円 支 払 特 約 (予 定 利 率 市 場 連 動 型 積 立 個 人 年 金 保 険 用) 条 項	10
円 支 払 特 約 (積 立 個 人 年 金 用) 条 項	12
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 払 特 約 条 項	14
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 払 特 約 (積 立 個 人 年 金 用) 条 項	16
団 体 特 別 取 扱 特 約 条 項	18
集 団 特 別 取 扱 特 約 条 項	21
集 団 取 扱 特 約 条 項	24
団 体 特 別 取 扱 特 約 (積 立 個 人 年 金 用) 条 項	26
集 団 特 別 取 扱 特 約 (積 立 個 人 年 金 用) 条 項	28
5 年 ごと 利 差 配 当 付 定 期 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	30
無 配 当 定 期 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	32
5 年 ごと 利 差 配 当 付 特 定 疾 病 保 障 定 期 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	34
無 配 当 特 定 疾 病 保 障 定 期 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	36
新 医 療 保 障 付 定 期 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	38
無 配 当 医 療 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	40
無 配 当 医 療 保 険 02 集 団 取 扱 特 約 条 項	42
無 配 当 医 療 保 険 10 集 団 取 扱 特 約 条 項	44
無 配 当 医 療 保 険 (傷 病 別 一 括 給 付 型) 集 団 取 扱 特 約 条 項	46
健 康 還 付 給 付 金 付 無 配 当 医 療 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	48
無 配 当 長 期 傷 害 保 険 集 団 取 扱 特 約 条 項	50
保 険 料 口 座 振 替 特 約 条 項	52
保 険 料 口 座 振 替 特 約 (予 定 利 率 市 場 連 動 型 積 立 個 人 年 金 保 険 用) 条 項	55
保 険 料 口 座 振 替 特 約 (積 立 個 人 年 金 用) 条 項	57
個 人 年 金 保 険 料 税 制 適 格 特 約 条 項	59
個 人 年 金 保 険 料 税 制 適 格 特 約 (積 立 個 人 年 金 用) 条 項	62
年 金 支 払 開 始 日 の 繰 下 げ 制 度 の 変 更 に 関 す る 特 約 条 項	64
円 建 契 約 者 価 額 指 定 特 約 条 項	65
円 支 払 特 約 (一 時 払 新 個 人 年 金 保 険 用) 条 項	68
年 金 円 支 払 特 約 (一 時 払 新 個 人 年 金 保 険 用) 条 項	71
遺 族 年 金 支 払 特 約 条 項	73
円 支 払 特 約 (年 金 原 資 保 証 型 年 金 保 険 用) 条 項	79
年 金 円 支 払 特 約 (年 金 原 資 保 証 型 年 金 保 険 用) 条 項	82
遺 族 年 金 支 払 特 約 (年 金 原 資 保 証 型 年 金 保 険 用) 条 項	84

(セゾン生命保険株式会社より承継したご契約用)

クレジットカード払特約条項	90
団体扱特約(月払)条項	93
団体扱特約(年払・半年払)条項	96
特別集団扱特約条項	98
保険料口座振替特約条項	101
個人年金保険料税制適格特約(60)条項	104

(東邦生命保険相互会社より承継したご契約用)

団体特別取扱特約条項	107
集団特別取扱特約条項	109
集団取扱特約条項	111
医療保障付定期保険集団取扱特約条項	113
新医療保障付定期保険集団取扱特約条項	115
保険料口座振替特約条項	117
個人年金保険料税制適格特約条項	120

特則

保険金等の支払時期変更特則	123
保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(復活用)*	126

*のついた特約条項・特則は、セゾン生命保険株式会社より承継したご契約および東邦生命保険相互会社より承継したご契約にも付加いただけます。

円支払取扱特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および特約について、保険金、給付金（以下「保険金等」といいます。）および解約払戻金を支払う際の通貨、責任準備金および保険料を払い戻す際の通貨ならびに保険契約者に対する貸付を行なう際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項で外国通貨にて定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険金等および解約払戻金の支払、責任準備金および保険料の払い戻しならびに保険契約者に対する貸付に際して、次の者の申出によりその都度締結するものとしします。

1. 保険金等の支払については、その保険金受取人または給付金受取人（以下「保険金等受取人」といいます。）
2. 解約払戻金の支払については、保険契約者（以下「契約者」といいます。）
3. 責任準備金および保険料の払い戻しについては、契約者
4. 契約者に対する貸付については、契約者

(特約の適用)

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款および特約条項にかかわらず、保険金等および解約払戻金を円により支払い、責任準備金および保険料を円により払い戻し、契約者に対する貸付の貸付金を円により支払うものとしします。

(保険金等を支払う場合の取扱)

第3条 この特約を適用し円により保険金等を支払う場合には、主約款および特約条項に定める保険金等を、当該保険金等について会社が支払処理を行なった日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとしします。
- ③ 保険金等受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の保険金等受取人を代理するものとしします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金等受取人の1人に対してした行為は、他の保険金等受取人に対しても効力を生じます。

(解約払戻金を支払う場合の取扱)

第4条 この特約を適用し円により解約払戻金を支払う場合には、主約款および特約条項に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客

電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

- ③ この特約を適用し、主約款第21条（保険金額の減額）第2項に定める保険金額の減額による解約払戻金を支払う場合は、本条第1項および第2項を準用します。

（責任準備金および保険料を払い戻す場合の取扱）

第5条 この特約を適用し、責任準備金および保険料を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき責任準備金および保険料を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（契約者に対する貸付の貸付金を支払う場合の取扱）

第6条 この特約を適用し、契約者に対する貸付の貸付金を支払う場合には、主約款に定める貸付金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（リビング・ニーズ特約の特約保険金を支払う場合の取扱）

第7条 この特約を適用し、リビング・ニーズ特約の特約保険金を支払う場合には、リビング・ニーズ特約条項に定める特約保険金（リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払に伴い払い戻す保険料等を含みます。）を、当該特約保険金について会社が支払処理を行なった日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（積立利率変動型一時払終身保険（USDドル建）に付加した場合の特則）

第8条 この特約を積立利率変動型一時払終身保険（USDドル建）に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. （この特約の趣旨）中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結）中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
3. 第2条（特約の適用）中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
4. 第4条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第3項中「主約款第21条（保険金額の減額）第2項」とあるのは「主約款第21条（基本保険金額の減額）第5項」と読み替えます。
5. 第5条（責任準備金および保険料を払い戻す場合の取扱）見出しおよび第1項中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
6. 解約払戻金として積立金を支払う場合には、第4条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定が適用されます。
7. 死亡保険金または高度障害給付金として解約払戻金相当額を支払う場合には、第3条

(保険金等を支払う場合の取扱)が適用されます。

8. 主約款に定める免責事由に該当したことにより、主約款の規定により解約払戻金相当額を支払う場合には、第5条(責任準備金および保険料を払い戻す場合の取扱)が適用されます。

(無配当終身保険(USドル建)に生存給付金支払特則が付加されている場合の特則)

第9条 生存給付金支払特則が付加されている無配当終身保険(USドル建)に、この特約を適用し、円により生存給付金を支払う場合には、生存給付金支払特則に定める生存給付金(生存給付金と同時に支払われる据え置かれた生存給付金も含まれます。)を、当該特則に定める生存給付金支払日における為替レートを用いて円に換算します。

② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

③ 第1項にかかわらず、次の各号においては、会社が生存給付金受取人から受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

1. 生存給付金支払の請求の際、生存給付金受取人から所定の請求書類を会社で受け付けた日が生存給付金支払日以後の場合
2. 据え置かれた生存給付金のみを生存給付金受取人の申し出により支払う場合

④ 第3項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値(TTB)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金（一括支払を含みます。以下同じ）を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）でUSドルに定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、解約払戻金、災害死亡給付金、死亡給付金および第1回年金の支払の請求ならびに契約者価額の払い戻しの請求に際して、解約払戻金の支払および契約者価額の払い戻しの請求の場合は契約者、災害死亡給付金および死亡給付金の支払の請求の場合は死亡給付金受取人、第1回年金の支払の請求の場合は年金受取人の申出により、締結するものとします。

(特約の適用)

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

(解約払戻金を支払う場合の取扱)

第3条 この特約を適用し円により解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合には、会社はその申出を受けた日における為替レートをを用いることができるものとします。この場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなします。
- ③ 第1項および第2項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）から1円を控除したレート（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

(死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合の取扱)

第4条 この特約を適用し円により死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金または災害死亡給付金を、会社が死亡給付金受取人からの所定の請求書類を受け付けた日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その

代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。

- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

(年金を支払う場合の取扱)

第5条 この特約を適用し円により年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、会社の定める方法により年金額を算出します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ この特約を適用し円により年金を支払う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回の年金は年金支払開始日からその日を含み4営業日後までに支払うものとします。

(契約者価額を払い戻す場合の取扱)

第6条 この特約を適用し、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める払い戻すべき契約者価額を会社が所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第7条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（ユーロ建年金用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金（一括支払を含みます。以下同じ）を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）でユーロに定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、解約払戻金、災害死亡給付金、死亡給付金および第1回年金の支払の請求ならびに契約者価額の払い戻しの請求に際して、解約払戻金の支払および契約者価額の払い戻しの請求の場合は契約者、災害死亡給付金および死亡給付金の支払の請求の場合は死亡給付金受取人、第1回年金の支払の請求の場合は年金受取人の申出により、締結するものとします。

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を適用し円により解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合には、会社はその申出を受けた日における為替レートをを用いることができるものとします。この場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなします。
- ③ 前項の規定によって契約者が解約の申出を行なった場合においても、解約払戻金の支払については普通保険約款の解約払戻金の規定を適用します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を適用し円により死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金または災害死亡給付金を、会社が死亡給付金受取人からの所定の請求書類を受け付けた日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

(年金を支払う場合の取扱)

第5条 この特約を適用し円により年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、会社の定める方法により年金額を算出します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ この特約を適用し円により年金を支払う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回の年金は年金支払開始日からその日を含み4営業日後までに支払うものとします。

(契約者価額を払い戻す場合の取扱)

第6条 この特約を適用し、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める払い戻すべき契約者価額を会社が所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第7条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金（一括支払を含みます。以下同じ）を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）で外国通貨にて定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、解約払戻金、災害死亡給付金、死亡給付金および第1回年金の支払の請求ならびに契約者価額の払い戻しの請求に際して、解約払戻金の支払および契約者価額の払い戻しの請求の場合は契約者、災害死亡給付金および死亡給付金の支払の請求の場合は死亡給付金受取人、第1回年金の支払の請求の場合は年金受取人の申出により、締結するものとします。

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を適用し、円により解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約もしくは契約の一部解約の申出を行なった場合には、会社はその申出を受けた日における為替レートを用いることができるものとします。ただし、減額による解約払戻金請求の場合を除きます。会社が電話による解約もしくは一部解約の申出を受けた場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が、契約の一部解約の申出を行なった時には主契約の一部がそれぞれ解約されたものとみなします。
- ③ 前項の規定によって契約者が解約もしくは契約の一部解約の申出を行なった場合においても、解約払戻金の支払については主約款の解約払戻金の規定を適用します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を適用し円により死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金または災害死亡給付金を、会社が死亡給付金受取人から所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客

電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

(年金を支払う場合の取扱)

第5条 この特約を適用し円により年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、会社の定める方法により年金額を算出します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ この特約を適用し円により年金を支払う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回の年金は年金支払開始日からその日を含み4営業日後までに支払うものとします。

(契約者価額を払い戻す場合の取扱)

第6条 この特約を適用し、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める払い戻すべき契約者価額を会社が所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。ただし、主約款の規定により、会社の定める年金額をこえる場合に、その年金額に充当した年金原資相当額との差額として契約者価額を払い戻すときには、年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第7条 この特約を年金支払開始時に付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（積立個人年金用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、年金および年金一括支払金を支払う際の通貨ならびに積立金を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、第1回年金および死亡給付金の支払の請求ならびに解約払戻金および積立金の払い戻しの請求に際して、次の者の申出により締結するものとします。

1. 第1回年金の支払請求については年金受取人
2. 解約払戻金および積立金の払い戻しの請求については保険契約者（以下「契約者」といいます。）
3. 死亡給付金の支払請求については死亡給付金受取人

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金および年金を円により支払い、積立金を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を付加した主契約において解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなし、その日を解約日とします。この場合、契約者が解約の申出を行なった日の翌営業日の為替レートを用います。いったん解約の申出を行なった場合には、解約の取消はできません。
- ③ 前項の解約後、主約款に定める必要書類の提出を要します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を付加した主契約において死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定め、その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社による死亡給付金受取人の1人に対する行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

(年金を支払う場合の取扱)

- 第5条** この特約を付加した主契約において年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における積立金額を年金支払開始日における為替レートをを用いて円に換算し、日本国債レートを基準として会社の定める方法により年金額を算出します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
 - ③ 第1項にかかわらず、年金支払の請求の際、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下「請求書受付日」といいます。）が年金支払開始日の翌日以後の場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用います。この場合のレートは前項を適用します。

(年金一括支払の取扱)

- 第6条** この特約を付加した主契約において第1回以降の年金支払に代えて年金一括支払金を円により支払う場合の取扱は、請求書受付日が年金支払開始日前である場合に限るものとし、主約款第8条第2項に定める金額を、年金支払開始日における為替レートをを用いて円に換算します。この場合の為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(積立金額を払い戻す場合の取扱)

- 第7条** この特約を付加した主契約において、積立金額を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき積立金額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

- 第8条** この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

クレジットカード払特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

- ② この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。
1. 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます）のクレジットカードであること
 2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内（以下「クレジットカードの有効性等」といいます）であること
 3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人（提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます）が同一であること

(契約日の特例)

第2条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款（以下「主約款」といいます）に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

- ② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定め

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

(保険料)

第4条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます）から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、その払込があったものとみなします。

- ② 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- ③ 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申し出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申し出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料（保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます）があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで

ください。

- ④ この特約による第2回目以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- ⑤ この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

(諸変更)

第5条 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

- ② 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条（契約日の特例）第1項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と、「契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、この日を基準として行ないます。（責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。）」と、「保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由」を「ガン以外の事由による保険事故」と、「契約年齢および保険期間」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間」と、それぞれ読み替えます。
2. 第4条（保険料）第2項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と読み替えます。

クレジットカード払特約（積立個人年金用）条項

（特約の適用）

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

- ② この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。
1. 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）のクレジットカードであること
 2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内（以下「クレジットカードの有効性等」といいます。）であること
 3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人（提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます。）が同一であること

（保険料）

第2条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、その払込があったものとみなします。

- ② 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- ③ 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる取扱を行いません。ただし、この特約付加の申出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料（保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます。）があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ この特約による第2回目以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- ⑤ この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

（諸変更）

第3条 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

- ② 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第4条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅したとき
2. 保険料の払込満了または払込中止によって保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の前納)

第5条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第6条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、つぎの第1号から第3号のすべての条件を満たし、かつ、第4号から第6号のいずれかの条件を満たした保険契約について適用します。

1. 保険契約者は、官公署、会社、工場、組合その他の団体（その事業所を含み、以下、「団体」といいます。）の代表者もしくは団体に勤務または所属し、その団体から定期的に給与等（役員報酬を含みます。）の支払を受ける社員、組合員等（以下「所属員」といいます。）であること。
2. 団体の代表者を保険契約者とする場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
3. 団体の代表者と会社との間に団体特別取扱協約が締結されており、団体代表者において第2回以後の保険料を取りまとめ、一括して会社に払い込むことが可能であること。
4. 団体の所属員を保険契約者とする場合には、その保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
5. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員またはその親族を被保険者とする事業保険契約の場合には、被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
6. その団体から給与等の支払を受ける保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であること。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社を取り決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとしてします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約当日の直後に到来する5月に、団体代表者を經由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者（事業保険契約の保険契約者は除きます。）が死亡し、または団体を脱退したとき。ただし、この場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条第4号から第6号までの条件のいずれにも満たなくなり、6カ月を経過してもなおいずれの条件も満たせないとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の適用）中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。

2. 第2条（契約日の特例）第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

（無配当ガン保険に付加する場合の特例）

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条（契約日の特例）第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。（責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。）」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読み替えます。

（予定利率市場連動型積立個人年金保険（USドル建）または予定利率市場連動型積立個人年金保険（ユーロ建）に付加する場合の特例）

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険（USドル建）または予定利率市場連動型積立個人年金保険（ユーロ建）に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いま

1. 第2条（契約日の特例）および第3条（保険料率）の規定は適用しません。
2. 第4条（保険料の払込）第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と読み替えます。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を經由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。ただし、この場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが10人未満となり、6カ月(月払契約の場合は3カ月)を経過してもなお10人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契

約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険 (USドル建) または予定利率市場連動型積立個人年金保険 (ユーロ建) に付加する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険 (USドル建) または予定利率市場連動型積立個人年金保険 (ユーロ建) に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条 (契約日の特例) および第3条 (保険料率) の規定は適用しません。
2. 第4条 (保険料の払込) 第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と読み替えます。

集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が取決められた日ま

でに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納の取扱は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20名以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

団体特別取扱特約（積立個人年金用）条項

（特約の適用）

第1条 この特約は、つぎの第1号から第3号のすべての条件を満たし、かつ、第4号から第6号のいずれかの条件を満たした保険契約について適用します。

1. 保険契約者は、官公署、会社、工場、組合その他の団体（その事業所を含み、以下「団体」といいます。）の代表者もしくは団体に勤務または所属し、その団体から定期的に給与等（役員報酬を含みます。）の支払を受ける社員、組合員等（以下「所属員」といいます。）であること
 2. 団体の代表者を保険契約者とする場合には、被保険者は所属員またはその親族であること
 3. 団体の代表者と会社との間に団体特別取扱協約が締結されており、団体代表者において第2回以後の保険料を取りまとめ、一括して会社に払い込むことが可能であること
 4. 団体の所属員を保険契約者とする場合には、その保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること
 5. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員またはその親族を被保険者とする事業保険契約の場合には、被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること
 6. その団体から給与等の支払を受ける保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であること
- ② 団体特別取扱特約を付加した保険契約が前項各号を満たす場合、または団体特別取扱特約を付加した保険契約とこの特約を付加した保険契約を合算して前項各号の規定を満たす場合についても、この特約を適用します。

（保険料の払込）

第2条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社を取り決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

（領収証の発行）

第3条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

（特約が効力を失う場合）

第4条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者（事業保険契約の保険契約者は除きます。）が死亡し、または団体を脱退したとき。ただし、この場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき

3. 第1条第4号から第6号までの条件のいずれにも満たなくなり、6カ月を経過してもなおいずれの条件も満たせないとき

(普通保険約款の規定の適用)

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(保険料の前納)

第6条 積立利率変動型個人年金保険（円建）にこの特約を付加した場合の年払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

集団特別取扱特約（積立個人年金用）条項

（特約の適用）

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は所属員またはその親族であること
 2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること
 3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと
- ② 集団特別取扱特約を付加した保険契約が前項各号を満たす場合、または集団特別取扱特約を付加した保険契約とこの特約を付加した保険契約を合算して前項各号の規定を満たす場合についても、この特約を適用します。

（保険料の払込）

第2条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとしてします。

（領収証の発行）

第3条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

（特約が効力を失う場合）

第4条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。ただし、この場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき
3. 第1条に定める保険契約者と被保険者のいずれもが10人未満となり、6カ月（月払契約の場合は3カ月）を経過してもなお10人以上とならなかったとき

（普通保険約款の規定の適用）

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(保険料の前納)

第6条 積立利率変動型個人年金保険（円建）にこの特約を付加した場合の年払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

5年ごと利差配当付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と5年ごと利差配当付定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、5年ごと利差配当付定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が取決められた日ま

でに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当特定疾病保障定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当特定疾病保障定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法＜回数＞は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

新医療保障付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と新医療保障付定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、新医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日ま

でに集団を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当医療保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当医療保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当医療保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとし、ます。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法＜回数＞は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当医療保険02集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当医療保険02集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当医療保険02集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとし、ます。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払いこまれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当医療保険10集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当医療保険10集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当医療保険10集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとし、ます。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納の取扱は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当医療保険（傷病別一括給付型） 集団取扱特約条項

（取扱の範囲）

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下、「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下、「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当医療保険（傷病別一括給付型）集団取扱協約（以下、「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

（契約日）

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

（保険期間）

第3条 この特約を付加した保険契約（以下、「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

（保険料率）

第4条 この保険契約については、無配当医療保険（傷病別一括給付型）集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

（保険料払込方法）

第5条 保険料の払込方法＜回数＞は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払いこまれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法＜回数＞は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払いこまれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当長期傷害保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（その事業所を含み、以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当長期傷害保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当長期傷害保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法＜回数＞は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により集団代表者と会社が決めた日まで

に、集団を經由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

- ② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。
1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替（以下「保険料口座振替」といいます。）を委託すること
 3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めの日（以下「振替日」といいます。）に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。

② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料（月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。）を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。

③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択してください。

④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更の際し、その変更の手続が行なわれなまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条（契約日の特例）の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、第2条（契約日の特例）第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条（契約日の特例）第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。（責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。）」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読み替えます。

保険料口座振替特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）条項

（特約の適用）

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

- ② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。
1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）は保険料の口座振替（以下「保険料口座振替」といいます。）を委託すること
 3. 保険料が会社の定める金額以上であること

（保険料の払込）

第2条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日（以下「振替日」といいます。）に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する払込には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

（保険料の口座振替不能の場合の取扱）

第3条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合、会社は、普通保険約款の規定にかかわらず、翌払込期月分の保険料の振替日に再度翌払込期月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

- ② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込方法にしたがって保険料を払い込んで下さい。

（この特約を付加した場合の特例）

第4条 前条の規定により、2カ月分の保険料が振り替えられた場合、普通保険約款に定める契約基準日もしくは増額基準日および運用開始日は、その振り替えられた日を基準として定めます。

（指定口座または提携金融機関等の変更等）

第5条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができ

ます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

- ② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。
- ③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択してください。
- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更の際し、その変更の手続が行なわれないまま保険料口座振替が不能となった場合には、第3条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第6条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

保険料口座振替特約（積立個人年金用）条項

（特約の適用）

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

- ② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。
1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替（以下「保険料口座振替」といいます。）を委託すること
 3. 保険料が会社の定める金額以上であること

（保険料の払込）

第2条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日（以下「振替日」といいます。）に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する払込には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑤ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は領収証を発行しません。

（保険料の口座振替不能の場合の取扱）

第3条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合
翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行ないません。
 2. 半年払または年払の保険契約の場合
振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。
- ② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込方法にしたがって保険料を払い込んで下さい。

（指定口座または提携金融機関等の変更等）

第4条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更するこ

とができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

- ② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。
- ③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択してください。
- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更の際し、その変更の手續が行なわれないまま保険料口座振替が不能となった場合には、前条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第5条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込満了または払込中止によって保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

個人年金保険料税制適格特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、新終身年金保険契約に付加することにより、付加された新終身年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

(特約の締結)

第1条 この特約は、新終身年金保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約および新配偶者年金特約に付加して締結します。ただし、主契約が次のいずれも満たす場合に限りります。

1. 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
2. 年金受取人は被保険者と同一人であること
3. 配偶者年金受取人は契約者の配偶者と同一であること
4. 保険料払込期間が10年以上であること
5. 年金の種類が確定年金、有期年金および保証期間付有期年金の場合は、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている主契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 年金の一時支払の取扱

保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の保証期間内および確定年金の残余年金支払期間内の未払年金については、その一部の一時支払を請求することはできません。

2. 年金支払開始日前に割り当てられた契約者配当金の取扱

主約款の規定により、主契約の年金支払開始日前に割り当てられた契約者配当金は、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者（死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人）に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第24条に定めるところによります。ただし、年金の支払が確定年金の場合は主約款第51条の定めるところにより、有期年金または保証期間付有期年金の場合は主約款第61条の定めるところによります。

3. 年金支払開始日以後に割り当てられた契約者配当金の取扱

(1) 保証期間付終身年金の場合で、保証期間内の未払年金の一時支払が行なわれたときは、年金支払開始日以後に割り当てられた契約者配当金は、一時支払された保証期間中、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金または配偶者年金と

もに支払う代わりに、保証期間経過直後の年単位の契約応当日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第24条に定めるところによります。

- (2) 保証期間付有期年金の場合で、保証期間中の未払年金の一時支払が行なわれたときは、年金支払開始日以後に割り当てられた契約者配当金は、一時支払された保証期間中、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金とともに支払う代わりに、保証期間経過直後の年単位の契約応当日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第61条に定めるところによります。

4. 解約払戻金その他の払戻金の取扱

会社が支払うべき次の金銭がある場合は、これを支払うべき日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者(死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人)に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、第2号の規定を準用します。

- (1) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭
- (2) 保険料の前納期間が終了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額

5. 貸付金が年金支払開始日前に返済されない場合の取扱

主約款に定める貸付金があるままで主契約の年金支払開始日が到来した場合は、契約者の申出により、次のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額を超える場合は、保険契約は主契約の年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

- (1) 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は会社の定める範囲内で契約者の申出により定めます。
- (2) 保証期間付終身年金、保証期間付有期年金および確定年金の場合、保証期間内または残余年金支払期間内の未払年金の一時支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法。

6. 保険契約の内容の変更等の取扱

主契約の内容の変更等については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約の締結)第2号および第4号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等は取り扱いません。
- (2) 契約の日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。
- (3) 主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金銭から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により貸付金の元利金が解約払戻金額を超えることとなる場合は、主契約の内容の変更等は取り扱いません。

(特約の消滅)

第3条 次のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 主契約が消滅したとき。
2. 保険料の払込免除の事由が生じたとき。
3. 契約者が変更され、第1条(特約の締結)第1号および第3号に定めるこの特約の締

結時の条件に反することとなったとき。

- ② 前項第 2 号または第 3 号によりこの特約が消滅した場合、前条第 4 号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の解約)

第 4 条 契約者は、主契約を解約する場合に限り、この特約を解約することができます。

個人年金保険料税制適格特約（積立個人年金用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、次の保険契約に付加することにより、付加された個人年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

1. 積立利率変動型個人年金保険（USドル建）
2. 積立利率変動型個人年金保険（豪ドル建）
3. 積立利率変動型個人年金保険（円建）

（特約の締結）

第1条 この特約は、この特約の趣旨に規定する個人年金保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。ただし、主契約が次のいずれも満たす場合に限り、

1. 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
2. 年金受取人は被保険者と同一人であること
3. 保険料払込期間が10年以上であること
4. 年金の種類が確定年金の場合は、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

（税制適格のための特別取扱）

第2条 この特約が付加されている主契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 年金の一時支払の取扱

保証期間付終身年金の保証期間内および確定年金の残余年金支払期間内の未払年金については、その一部の一時支払を請求することはできません。

2. 解約払戻金その他の払戻金の取扱

会社が支払うべき次の金銭がある場合は、これを支払うべき日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者（死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人）に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、会社の定める方法によります。

- (1) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭
- (2) 保険料の前納期間が終了した場合に支払うべき前納保険料の残額

3. 保険契約の内容の変更等の取扱

主契約の内容の変更等については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
- (2) 保険料の払込中止の取扱は、主約款の規定によります。

(特約の消滅)

第3条 次のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 主契約が消滅したとき
 2. 契約者が変更され、第1条（特約の締結）第1号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき
- ② 前項第2号によりこの特約が消滅した場合、前条第2号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の解約)

第4条 契約者は、主契約を解約する場合に限り、この特約を解約することができます。

※この特約は、ご加入のご契約のご契約日が平成18年1月31日以前の一時払新個人年金保険について、付加できるものとします。

年金支払開始日の繰下げ制度の変更に関する特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主約款に定める年金支払開始日の繰下げ制度を変更する取扱いについて定めます。

(特約の付加)

第1条 この特約は、主契約の締結後、会社の承諾を得て、年金支払開始日の繰下げ請求時に保険契約者（以下、「契約者」といいます。）の申出により、主契約に付加することができます。

② 前項にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定する年金支払開始日の繰下げ中の場合には、当該繰下げ後の年金支払開始日の2週間前までに契約者が申し出ることにより、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③ 前2項にかかわらず、年金支払期間予定利率事前確定特約を付加した主契約にこの特約を付加することはできません。

(特約の適用)

第2条 この特約を付加した主契約について、契約者から繰下げた年金支払開始日の2週間前までに特に申出がない場合、繰下げ後の年金支払開始日に年金支払開始日の再繰下げを行いません。この場合、主約款に定める年金支払開始日の繰下げの規定を適用します。ただし、次のときにはこの規定による取扱いをしません。

1. 再繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき

2. 契約者が指定した年金種類による年金支払期間満了時の契約年齢が、再繰下げ後の年金支払開始日において会社の定める範囲を超えるとき

② 前項により年金支払開始日の再繰下げが行なわれた場合には、契約者に通知します。

③ 第1項各号に該当する場合でも、契約者は、会社の定める範囲内で、年金種類を変更するかまたは会社が取扱う範囲の年金支払期間に短縮することにより、年金支払開始日の再繰下げをすることができます。この場合、契約者は、年金支払開始日の2週間前までに所定の請求書類を提出することを要します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円建契約者価額指定特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、年金支払開始日の繰下げが行なわれた主たる保険契約が年金支払開始日の繰下げ中または再繰下げ中において、あらかじめ指定した円建換算金額に契約者価額の円換算額が到達した場合に、主たる保険契約における外国通貨建の契約者価額を自動的に円建に換算して年金を円により支払う取扱について定めます。

(特約の付加)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者（以下、「契約者」といいます。）の申出により、会社の定める範囲内で、主契約に付加することができます。

② 前項にかかわらず、主契約の締結後、年金支払開始日の繰下げ請求の際、または年金支払開始日の繰下げ中もしくは再繰下げ中において、契約者の申出により、会社の定める範囲内で、主契約に付加することができます。この場合の付加日は、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下、「請求書受付日」といいます。）とします。

(この特約の保険期間)

第2条 この特約は、主契約の据置期間満了日の翌日から年金支払開始日の繰下げ後（再繰下げを含む。）の年金支払開始日の前日までの期間（以下、この期間を「繰下げ期間」といいます。）の契約について適用します。

② この特約の保険期間は、前項に規定する繰下げ期間とし、かつ、会社の定める被保険者の契約年齢の限度内で設定されます。

(指定円建契約者価額の指定)

第3条 この特約の付加をする際、契約者は、主契約の外国通貨建の契約者価額を円貨に換算するための水準となる円建の金額（以下、「指定円建契約者価額」といいます。）を、あらかじめ指定するものとします。

② 前項で指定する金額は、会社の定める範囲で取り扱います。

(この特約の取扱)

第4条 この特約の保険期間中において、その日の為替レートにより契約者価額を円換算した金額が、前条で指定した指定円建契約者価額以上に、当該指定後、初めて達した場合（以下、その日を「円換算日」、その時のレートを「円換算日適用レート」といいます。）に、円換算日の契約者価額を円換算し、次のとおり取り扱います。

1. そのとき行なわれている年金支払開始日の繰下げまたは再繰下げを終了し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定する年金支払開始日の繰下げ制度の規定、または主契約に付加された年金支払開始日の繰下げ制度の変更に関する特約条項第2条にかかわらず、円換算日の3カ月経過後に初めて到来する年金支払開始日の月単位の応当日を新たに年金支払開始日と設定します。
2. 円換算日以後、契約者価額は円建になります。

3. 円に換算された契約者価額は、本項第1号に規定する年金支払開始日の前日まで会社が定める率で利息を付けて積み立てます。
 4. 円換算日を迎えた場合には、契約者に通知します。本通知を受けた契約者は、年金支払請求のための必要書類を提出してください。
 5. この特約を適用して支払う年金の年金額は、本項第3号の規定により積み立てられた、本項第1号に規定する年金支払開始日（以下、本号で「年金支払開始日」といいます。）の前日末における円建の契約者価額について、年金支払開始日に適用される日本国債レートを基準として会社の定める率により計算して求めるものとします。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、本条の取扱により円換算された契約者価額を、本項第3号に定める率により年金支払開始日まで積み立てた後に年金支払開始日に年金受取人に支払い、保険契約は消滅します。
 6. 円換算日の翌日以後、円支払特約（一時払新個人年金保険用）または年金円支払特約（一時払新個人年金保険用）の付加はできません。
- ② 第1条第2項によりこの特約が主契約に付加された場合、前項に規定するこの特約の取扱は、この特約の付加日の翌日から起算して3営業日後から適用します。
 - ③ 第1項で規定する為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）とします。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

（この特約を付加した主契約の解約日が円換算日となる場合の取扱）

第5条 主約款に規定する主契約の解約日が円換算日と同日である場合には、解約請求書の受付前に円換算日を迎えたものとみなして取り扱います。この場合、当該外国通貨による解約請求を受け付けず、このとき支払う解約払戻金は円建となります。会社は契約者にその旨を通知します。

- ② 円支払特約（一時払新個人年金保険用）を付加して行なう解約払戻金の支払請求において、請求書受付日または会社の定める方法により解約申出を行なった日と円換算日が同日である場合には、当該申出前に円換算日を迎えたものとみなして取り扱います。この場合に支払う解約払戻金は円建となり、円支払特約（一時払新個人年金保険用）条項第3条第2項および第4項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく金額となります。

（指定円建契約者価額の金額の変更）

第6条 第3条第1項で申し出た指定円建契約者価額の金額は、会社の定める範囲内で、年金支払開始日の繰下げ請求の際、または年金支払開始日の繰下げ中もしくは再繰下げ中において、変更することができます。この場合、契約者は変更に必要な書類を提出してください。ただし、繰下げ中もしくは再繰下げ中での指定円建契約者価額の変更は月1回に限ります。

- ② 前項の指定円建契約者価額の変更した場合、変更に必要な書類についての請求書受付日の翌日から起算して3営業日後から変更後の指定円建契約者価額が適用されます。
- ③ 第1項で変更できる指定金額は、会社の定める範囲で取り扱います。

（主約款の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の消滅)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅します。

1. 主契約の被保険者が死亡したとき
2. 前号以外の事由で主契約が消滅したとき
3. この特約の保険期間の満了日を迎えたとき
4. 第4条に規定する円換算日を迎えずに主契約が年金支払開始日を迎えたとき

(この特約を解約した場合の取扱)

第9条 この特約を付加した主契約が第4条に規定する円換算日を迎える前であれば、契約者はこの特約を解約することができます。この特約の解約をした場合、解約に必要な書類を会社で受け付けた日（以下、「この特約の解約日」といいます。）から解約の効力を開始するものとします。

- ② この特約の解約日と円換算日が同日である場合には、当該解約請求書の受付前に円換算日を迎えたものとみなし、この特約の解約請求を受け付けません。この場合、会社は契約者にその旨を通知します。

(この特約を付加した場合の死亡の取扱)

第10条 この特約を付加した主契約の被保険者が死亡した日と円換算日とが同日である場合には、当該死亡日前に円換算日を迎えたものとみなして取り扱います。この場合に支払う死亡給付金は円建となり、その金額は円換算日における外国通貨建の契約者価額を円換算日適用レートにより円換算した金額とします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（一時払新個人年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、年金および年金一括支払金を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、第1回年金および死亡給付金の支払の請求ならびに解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求に際して、次の者の申出により締結するものとします。

1. 第1回年金の支払請求については年金受取人。ただし、主契約に年金支払期間予定利率事前確定特約が付加されている場合には、第1回年金の支払請求時にこの特約の付加はできません。
2. 解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求については保険契約者（以下、「契約者」といいます。）
3. 死亡給付金の支払請求については死亡給付金受取人

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を付加した主契約において解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなし、その日を解約日とします。この場合、契約者が解約の申出を行なった日の翌営業日の為替レートを用います。いったん解約の申出を行なった場合には、解約の取消はできません。
- ③ 前項の解約後、主約款に定める必要書類の提出を要します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を付加した主契約において死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客

電信伸値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

(年金を支払う場合の取扱)

第5条 この特約を付加した主契約において年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日末における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、日本国債レートを基準として会社の定める方法により年金額を算出します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信伸値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項にかかわらず、年金支払の請求の際、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下、「請求書受付日」といいます。）が年金支払開始日の翌日以後の場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用います。この場合のレートは前項を適用します。

(年金一括支払の取扱)

第6条 この特約を付加した主契約において第1回以降の年金支払に代えて年金一括支払金を円により支払う場合の取扱は次のとおりとします。

1. 請求書受付日が年金支払開始日以前である場合、主約款第9条第2項に定める金額を、年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算します。この場合の為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信伸値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
2. 請求書受付日が年金支払開始日の翌日以後の場合、主約款第9条第1項および第2項に定めるところにより計算された金額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日の為替レートを用いて円に換算します。この場合の為替レートは適用日の対顧客電信伸値（TTB）を用います。

(契約者価額を払い戻す場合の取扱)

第7条 この特約を付加した主契約において、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき契約者価額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信伸値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第8条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

年金円支払特約（一時払新個人年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の年金（一括支払および死亡一時金を含みます。以下同じ。）を支払う際の通貨が主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、毎回の外国通貨建の年金を、その都度の選択により円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約の第1回年金の支払の請求に際して、年金受取人の申出により、締結するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、第1回年金支払日後、年金受取人は、会社の承諾を得て、この特約を付加することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、特約締結後に年金支払日を迎える年金を円もしくは主約款に定める通貨により支払うものとします。

② この特約を付加後に到来する各年金支払日において支払う年金について、年金の支払請求をする際に、年金受取人は支払う通貨を選択することとします。

（年金を円により支払う場合の取扱）

第3条 前条の規定に基づき、この特約を付加した主契約において年金を円により支払う場合の年金額は、主約款の定めにより計算される外国通貨建の基本年金額を、毎年の年金支払日における為替レートを用いて円に換算し、計算します。

② 前項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

③ 第1項にかかわらず、円による年金支払の請求の際に、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下、「請求書受付日」といいます。）が毎年の年金支払日の翌日以後である場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用います。この場合の為替レートは前項を適用します。

（年金一括支払金を円により支払う場合の取扱）

第4条 この特約を付加した主契約において、第2回以後の年金支払に代えて以後の年金を円により一括支払する場合、主約款第9条第1項により計算された年金一括支払金を、会社が受け付けた年金一括支払に必要な書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算した金額を支払います。

② 前項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(第1回以降の年金支払に代えて円により年金一括支払金の支払請求をする場合の取扱)

第5条 年金支払期間予定利率事前確定特約が付加された主契約にこの特約を付加して、第1回以降の年金支払に代えて円により年金一括支払金の支払請求をする場合、年金支払期間予定利率事前確定特約条項第3条第3号に定める支払金額について、以下の適用日の為替レートを用いて円に換算します。

1. 請求書受付日が年金支払開始日以前の場合、年金支払開始日
 2. 請求書受付日が年金支払開始日の翌日以後の場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日
- ② 前項第1号の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を、第2号の場合、年金部分の為替レートは対顧客電信仲値（TTM）を、年金一括支払金部分は対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(死亡一時金を円により支払う場合の取扱)

第6条 この特約を付加した主契約において、年金に代えて死亡一時金を円により支払う場合には、主約款第8条により計算された死亡一時金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第7条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

遺族年金支払特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加し、死亡給付金の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を年金で支払うことを内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は主契約の締結の際および主契約の支払事由発生前は保険契約者の申出により、死亡給付金の支払事由発生後はその受取人の申出によって、締結します。

- ② 死亡給付金受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- ③ 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、この特約の保険証券は発行しません。
- ④ 死亡給付金の支払後は、この特約を付加することはできません。

(年金基金)

第2条 この特約が締結されたときは、死亡給付金の支払事由が発生した時（死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは所定の請求書類を会社で受け付けた日）に、死亡給付金の全部を年金基金に充当します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者または死亡給付金受取人の申出がある場合は、死亡給付金の一部を年金基金に充当することができます。

(年金受取人)

第3条 この特約の年金受取人（以下、「遺族年金受取人」といいます。）は、年金基金に充当された死亡給付金の受取人とします。

(遺族年金支払証書)

第4条 第2条（年金基金）の規定によって年金基金が設定されたときは、会社は、遺族年金支払証書を遺族年金受取人に交付します。遺族年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。

- 1. 年金の種類
- 2. 年金支払開始日
- 3. 年金額
- 4. 年金受取人
- 5. 年金支払方法

(遺族年金の種類および年金支払期間)

第5条 遺族年金の種類は確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間（以下、「年金支払期間」といいます。）中、遺族年金受取人に遺族年金を支払います。

- ② この特約の締結の際、保険契約者（死亡給付金受取人がこの特約を締結するときは死亡給付金受取人）の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間を定めることがで

きます。

(基本年金額の計算)

第6条 基本年金額は、この特約の年金の支払その他の計算の基準となるもので、年金基金の設定時における会社の定める率によって計算します。

② 前項で計算される基本年金額が会社の定める最低年金額に満たない場合には、死亡給付金を一時に遺族年金受取人に払い戻し、保険契約は終了します。

(遺族年金支払開始日および遺族年金支払日)

第7条 第1回の遺族年金支払日（以下、「遺族年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

② 第2回以後の遺族年金支払日は、遺族年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(遺族年金の支払)

第8条 遺族年金は、毎年の遺族年金支払日に遺族年金受取人（法人が遺族年金受取人の場合は、法人が指定した者）が生存するときに遺族年金受取人に支払います。

(遺族年金の請求手続)

第9条 遺族年金受取人は、遺族年金支払日が到来したときは、この特約の別表に定める書類を提出して遺族年金を請求してください。

(遺族年金の支払時期および場所)

第10条 遺族年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または遺族年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 遺族年金を支払うための年金基金に充当される死亡給付金について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から遺族年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 死亡給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、

被保険者もしくは遺族年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは遺族年金請求の意図に関する保険契約の締結時から遺族年金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は遺族年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、遺族年金を請求した者に、その旨を通知します。

(遺族年金の一括支払)

第11条 遺族年金受取人は、遺族年金支払開始日以後、将来の年金の支払に代えて、遺族年金支払期間中の未払年金の現価を一時に請求することができます。この場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ③ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(遺族年金受取人の死亡)

第12条 遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、この特約はその時に消滅し、会社は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人（遺族年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。

1. 年金基金の設定日以後遺族年金支払開始日前に死亡したとき
死亡時における年金基金の価額
 2. 遺族年金支払開始日以後に死亡したとき
遺族年金支払期間中に死亡したときは、未払年金の現価
- ② 遺族年金受取人の死亡時の法定相続人（遺族年金受取人が法人の場合には、その法人）

は、遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合には、法人の指定した者）が死亡したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。

- ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(相続人の代表者)

第13条 前条の場合において、遺族年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の遺族年金受取人の法定相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が遺族年金受取人の法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

(遺族年金受取人の変更)

第14条 遺族年金受取人は、年金基金の設定後遺族年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、遺族年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に第1回遺族年金を支払ったときは、その支払後に変更後の遺族年金受取人から第1回遺族年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺族年金受取人の住所の変更)

第15条 遺族年金受取人が住所または居所（通信先を含みます。以下、同じとします。）を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 遺族年金受取人が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、遺族年金受取人に到達したものとみなします。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は主契約の死亡給付金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- ② 遺族年金受取人は、年金基金の設定後、遺族年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 前項の規定により、この特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を遺族年金受取人に一時に支払います。
- ④ 本条の解約の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ⑤ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(特約の消滅)

第17条 主契約が死亡給付金の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(重大事由による解除)

第17条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または遺族年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(遺族年金受取人に対する貸付)

第19条 遺族年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

(時効)

第20条 遺族年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における遺族年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

死亡給付金の通貨が円以外の場合の特則

第22条 死亡給付金の通貨が円以外の通貨である主契約に、この特約が付加された場合、この特約の基本年金額は円建となります。

- ② 第2条(年金基金)第1項の規定にかかわらず、会社が受け付けた年金基金設定の申出書が本社に到達した日(死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日)の翌営業日における会社所定の為替レートをを用いて死亡給付金の全部または一部を円に換算して、この日を年金基金設定日として年金基金に充当します。死亡給付金の一部を年金基金に充当したときは、死亡給付金の残額を一時に死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 前項の会社所定の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示するその日における対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ④ 本条の規定に基づき計算される遺族年金額が、会社の定める最低年金額に満たない場合は、本条による取扱は行いません。
- ⑤ 本条の規定によるほか、円建の年金支払については、第8条(遺族年金の支払)および第11条(遺族年金の一括支払)の規定を適用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1. 第1回の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届（ただし、会社が認めた場合） (3) 法人が指定した者の住民票（遺族年金受取人が法人の場合に限ります。） (4) 遺族年金支払証書
2. 第2回以後の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 法人が指定した者の住民票（遺族年金受取人が法人の場合に限ります。） (4) 遺族年金支払証書
3. 遺族年金受取人死亡による遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人（法人が遺族年金受取人の場合には、法人が指定した者）の死亡した事実を証する住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 遺族年金受取人の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書（遺族年金受取人が法人の場合は、法人の印鑑証明書） (4) 遺族年金支払証書
4. 遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
5. 特約解約	・年金基金設定前 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 ・年金基金設定後 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

円支払特約（年金原資保証型年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、年金および年金一括支払金を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、第1回年金および死亡給付金の支払の請求ならびに解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求に際して、次の者の申出により締結するものとします。

1. 第1回年金の支払請求については年金受取人
2. 解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求については保険契約者（以下、「契約者」といいます。）
3. 死亡給付金の支払請求については死亡給付金受取人

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金および年金の全額を円により支払い、契約者価額の全額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を付加した主契約において解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなし、その日を解約日とします。この場合、契約者が解約の申出を行なった日の翌営業日の為替レートを用います。いったん解約の申出を行なった場合には、解約の取消はできません。
- ③ 前項の解約後、主約款に定める必要書類の提出を要します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を付加した主契約において死亡給付金を支払う場合には、主契約の死亡給付金受取人から、死亡給付金の全額の円による支払（遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加した場合には、死亡給付金の円による遺族年金の年金基金への充当を含みます。）の申出がある場合の死亡給付金額について、主約款および特約条項の死亡給付金の支払額に関する規定にかかわらず、次の各号のうち、いずれか最も大きい金額とし

ます。

1. 会社が受け付けた死亡給付金の請求に必要な書類（遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加した場合には、遺族年金の年金基金充当に必要な書類を含みます。）が本社に到達した日の翌営業日における会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により定まる死亡給付金の支払額を円に換算した金額
2. 次のいずれかの金額
 - (1) 保険料円入金特約（一時払新個人年金保険用）条項の規定により主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円による主契約の一時払保険料の金額
 - (2) 主契約の一時払保険料を主約款の通貨により払い込んでいた場合
主契約の一時払保険料を会社が受け取った日における会社所定の為替レートを用いて、主契約の一時払保険料の金額を円に換算した金額
- ② 前項第1号または第2号の(2)に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）とします。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

（年金を支払う場合の取扱）

- 第5条** この特約を付加した主契約において年金を支払う場合には、主約款第6条により定める年金原資額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、日本国債レートを基準として会社の定める方法により年金額を算出します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
 - ③ 第1項にかかわらず、年金支払の請求の際、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下「請求書受付日」といいます。）が年金支払開始日の翌日以後の場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用います。この場合のレートは前項を適用します。

（年金一括支払の取扱）

- 第6条** この特約を付加した主契約において第1回以降の年金支払に代えて年金一括支払金を円により支払う場合の取扱は次のとおりとします。
1. 請求書受付日が年金支払開始日以前である場合、主約款第10条第2項に定める金額を、年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算します。この場合の為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
 2. 請求書受付日が年金支払開始日の翌日以後の場合、主約款第10条第1項および第2項に定めるところにより計算された金額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日の為替レートを用いて円に換算します。この場合の為替レートは適

用日の対顧客電信買値（TTB）を用います。

(契約者価額を払い戻す場合の取扱)

第7条 この特約を付加した主契約において契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき契約者価額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第8条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

(遺族年金支払特約を付加した場合の取扱)

第9条 この特約を付加した主契約に、遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加した場合、第4条により定まる死亡給付金の円換算支払額の全部または一部を遺族年金基金へ充当するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

年金円支払特約（年金原資保証型年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の年金（一括支払および死亡一時金を含みます。以下同じ。）を支払う際の通貨が主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、毎回の外国通貨建の年金を、その都度の選択により円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約の第1回年金の支払の請求に際して、年金受取人の申出により、締結するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、第1回年金支払日後、年金受取人は、会社の承諾を得て、この特約を付加することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、特約締結後に年金支払日を迎える年金を円もしくは主約款に定める通貨により支払うものとします。

② この特約の付加後に到来する各年金支払日において支払う年金について、年金の支払請求をする際に、年金受取人は支払う通貨を選択することとします。

（年金を円により支払う場合の取扱）

第3条 前条の規定に基づき、この特約を付加した主契約において年金を円により支払う場合の年金額は、主約款の定めにより計算される外国通貨建の基本年金額を、毎年の年金支払日における為替レートを用いて円に換算し、計算します。

② 前項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

③ 第1項にかかわらず、円による年金支払の請求の際に、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下、「請求書受付日」といいます。）が毎年の年金支払日の翌日以後である場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用います。この場合の為替レートは前項を適用します。

（年金一括支払金を円により支払う場合の取扱）

第4条 この特約を付加した主契約において、第2回以後の年金支払に代えて以後の年金を円により一括支払する場合、主約款第10条第1項により計算された年金一括支払金を、会社が受け付けた年金一括支払に必要な書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算した金額を支払います。

② 前項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(死亡一時金を円により支払う場合の取扱)

第5条 この特約を付加した主契約において、年金に代えて死亡一時金を円により支払う場合には、主約款第9条により計算された死亡一時金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。

② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第6条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加し、主契約の死亡給付金の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を円建年金で支払うことを内容とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は主契約の締結の際および主契約の支払事由発生前は保険契約者の申出により、死亡給付金の支払事由発生後はその受取人の申出によって、締結します。

- ② 死亡給付金受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- ③ 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、この特約の保険証券は発行しません。
- ④ 死亡給付金の支払後は、この特約を付加することはできません。

（年金基金）

第2条 この特約を付加した契約において死亡給付金の支払事由が発生した場合には、円支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加して、死亡給付金の円換算額の全部を、会社で受け付けた当該基金に充当する旨の請求に必要な書類が本社に到達した日の翌営業日を年金基金設定日として、この特約の年金基金に充当します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者または死亡給付金受取人の申出がある場合には、死亡給付金の円換算額の一部を年金基金に充当することができ、このとき死亡給付金の残額を一時に死亡給付金受取人に支払います。

（年金受取人）

第3条 この特約の年金受取人（以下、「遺族年金受取人」といいます。）は、年金基金に充当された死亡給付金の受取人とします。

（遺族年金支払証書）

第4条 第2条（年金基金）の規定によって年金基金が設定されたときは、会社は、遺族年金支払証書を遺族年金受取人に交付します。遺族年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。

- 1. 年金の種類
- 2. 年金支払開始日
- 3. 年金額
- 4. 年金受取人
- 5. 年金支払方法

（遺族年金の種類および年金支払期間）

第5条 遺族年金の種類は確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間（以下、「年金支払期

間」といいます。)中、遺族年金受取人に遺族年金を支払います。

- ② この特約の締結の際、保険契約者(死亡給付金受取人がこの特約を締結するときは死亡給付金受取人)の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間を定めることができます。

(基本年金額の計算)

第6条 基本年金額は、この特約の年金の支払その他の計算の基準となるもので、年金基金の設定時における会社の定める率によって計算します。

- ② 前項で計算される基本年金額が会社の定める最低年金額に満たない場合には、死亡給付金を一時に遺族年金受取人に払い戻し、保険契約は終了します。

(遺族年金支払開始日および遺族年金支払日)

第7条 第1回の遺族年金支払日(以下、「遺族年金支払開始日」といいます。)は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

- ② 第2回以後の遺族年金支払日は、遺族年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(遺族年金の支払)

第8条 遺族年金は、毎年の遺族年金支払日に遺族年金受取人(法人が遺族年金受取人の場合は、法人が指定した者)が生存するときに遺族年金受取人に支払います。

(遺族年金の請求手続)

第9条 遺族年金受取人は、遺族年金支払日が到来したときは、この特約の別表に定める書類を提出して遺族年金を請求してください。

(遺族年金の支払の時期および場所)

第10条 遺族年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または遺族年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 遺族年金を支払うための年金基金に充当される死亡給付金について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から遺族年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 死亡給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める重大事由、詐欺また

は不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは遺族年金請求の意図に関する保険契約の締結時から遺族年金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は遺族年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、遺族年金を請求した者に、その旨を通知します。

(遺族年金の一括支払)

第11条 遺族年金受取人は、遺族年金支払開始日以後、将来の年金の支払に代えて、遺族年金支払期間中の未払年金の現価を一時に請求することができます。この場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ③ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(遺族年金受取人の死亡)

第12条 遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、この特約はその時に消滅し、会社は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人（遺族年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。

1. 年金基金の設定日以後遺族年金支払開始日前に死亡したとき
死亡時における年金基金の価額

2. 遺族年金支払開始日以後に死亡したとき

遺族年金支払期間中に死亡したときは、未払年金の現価

- ② 遺族年金受取人の死亡時の法定相続人（遺族年金受取人が法人の場合には、その法人）は、遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合には、法人の指定した者）が死亡したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。
- ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(相続人の代表者)

第13条 前条の場合において、遺族年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の遺族年金受取人の法定相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が遺族年金受取人の法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

(遺族年金受取人の変更)

第14条 遺族年金受取人は、年金基金の設定後遺族年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、遺族年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に第1回遺族年金を支払ったときは、その支払後に変更後の遺族年金受取人から第1回遺族年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺族年金受取人の住所の変更)

第15条 遺族年金受取人が住所または居所（通信先を含みます。以下、同じとします。）を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 遺族年金受取人が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、遺族年金受取人に到達したものとみなします。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は主契約の死亡給付金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- ② 遺族年金受取人は、年金基金の設定後遺族年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 前項の規定により、この特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を遺族年金受取人に一時に支払います。
- ④ 本条の解約の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ⑤ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(特約の消滅)

第17条 主契約が死亡給付金の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(重大事由による解除)

第17条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または遺族年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(遺族年金受取人に対する貸付)

第19条 遺族年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

(時効)

第20条 遺族年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における遺族年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(死亡給付金を主約款の通貨で受け取る場合の基金充当の取扱)

第22条 第2条(年金基金)の規定にかかわらず、死亡給付金受取人が主約款の通貨による死亡給付金の一部受取を申し出た場合には、円支払特約(年金原資保証型年金保険用)を付加できません。この場合、会社が受け付けた年金基金設定の申出書が本社に到達した日(死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日)の翌営業日における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金の一部を円に換算して、この日を年金基金設定日として年金基金に充当し、死亡給付金の残額を一時に死亡給付金受取人に支払います。

② 前項の会社所定の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示するその日における対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用いるものとします。

③ 本条の規定に基づき計算される遺族年金額が、会社の定める最低年金額に満たない場合は、本条による取扱は行ないません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1. 第1回の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届（ただし、会社が認めた場合） (3) 法人が指定した者の住民票（遺族年金受取人が法人の場合に限ります。） (4) 遺族年金支払証書
2. 第2回以後の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 法人が指定した者の住民票（遺族年金受取人が法人の場合に限ります。） (4) 遺族年金支払証書
3. 遺族年金受取人死亡による遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人（法人が遺族年金受取人の場合には、法人が指定した者）の死亡した事実を証する住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 遺族年金受取人の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書（遺族年金受取人が法人の場合は、法人の印鑑証明書） (4) 遺族年金支払証書
4. 遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
5. 特約解約	・年金基金設定前 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 ・年金基金設定後 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

(セゾン生命保険株式会社より承継したご契約用)

クレジットカード払特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます）のクレジットカードであること
- (2) クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内（以下「クレジットカードの有効性等」といいます）であること
- (3) 保険契約者と、クレジットカードの名義人（提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます）が同一であること

(契約日の特例)

第2条 月払保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款（以下「主約款」といいます）に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めるときは、主約款の規定により契約日を定め

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

(保険料)

第4条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます）から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、その払込があったものとみなします。

2. 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

3. 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申出があった月の翌期の払込期月分から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料（保険料の

自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます）があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

4. この特約による第2回以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
5. この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

(諸変更)

- 第5条** 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。
2. 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
- (4) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の一括払および前納)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の一括払および前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(医療保障保険（個人型）契約の場合の特則)

第9条 第3条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約については、普通保険料率を適用します。

(ガン保険契約の場合の特則)

第10条 この特約が新ガン保障付無配当定期保険または無配当終身ガン保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第2条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故（無配当終身ガン保険に付加されているときはガン以外の事由による被保険者の死亡）が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

(積立利率変動型保険契約の場合の特則)

第11条 この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、
第2条（契約日の特例）の規定を適用しません。

団体扱特約（月払）条項

(特約の取扱)

第1条 会社と団体取扱協約を締結した次の各号の団体（以下「団体」といいます）に所属または加盟する者（以下「団体所属員」といい、団体所属員が会社・商店等である場合には、当該団体所属員の役職員を含みます）を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険」といいます）または団体を保険契約者とし、団体所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険」といいます）で、団体の承認を受けて取り扱う保険契約は、この特約の定めにより月払の方法で保険料を払い込む取扱をします。

- (1) 官公署、会社、工場その他の給与の支給関係のある団体（その事業所を含みます）
 - (2) 組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（その事業所を含みます）
2. 前項の団体は、保険契約者または被保険者の数が10名以上であることを要します。

(契約日の特例)

第2条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款（以下「主約款」といいます）に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定め
- ます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

2. 第1条第1項第1号の団体で、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名以上の場合には、保険料率は前項の規定にかかわらず、団体保険料率Aを適用します。ただし、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名に満たなくなった後、6カ月を経過するまでにこれを補充することができないときは、団体保険料率Aは適用しません。
3. 前項の場合において、事業保険と個別保険契約があり、それぞれ被保険者の数と保険契約者の数とを名寄せのうえ合算して20名以上の場合には、団体保険料率Aを適用することができます。
4. 団体保険料率Bが適用されている保険契約について、保険料の一括払を行なうときは、第1項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。
5. 保険料の自動振替貸付を行なうときは、第1項ないし第3項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて一括して会社に払い込むものとし、この場合、団体が会社に払い込んだ日をもって保険料の払込があった日とします。

2. 第2回以後の保険料については、前項により払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって団体所属員に対する領収証にかえます。

(特約の更新)

第5条 保険契約の更新の際、保険契約者から反対の申出がない限り、この特約も保険契約とともに更新されます。

2. 第7条第4号および第8条の規定は、この特約の更新の場合に準用します。

第6条 削除

(特約の失効)

第7条 次の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者が団体を脱退したとき。ただし、個別保険の保険契約者が団体を脱退した場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
- (2) 保険料の払込方法をこの特約による月払以外の方法に変更したとき
- (3) 会社と団体が締結した団体取扱協約が解除されたとき
- (4) 第2回以後の保険料が猶予期間の満了の日までに払い込まれなかったとき
- (5) 第1条第2項に規定する人数に満たなくなった後、3カ月を経過するまでにこれを補充することができないとき
- (6) 保険契約が保険料の払込を要しなくなったとき

(特約の効力がなくなった保険契約の取扱)

第8条 前条の規定によってこの特約が効力を失った保険契約は、一般扱の保険料、年払、半年払または月払の保険契約となって主約款だけが適用されます。ただし、保険契約者より別段の申出がないときは、保険料の払込方法<経路>は、郵便振替または銀行振込により払い込む方法に変更されたものとします。

2. 年払または半年払の方法に変更する場合には、その保険年度の保険料の未払込分を会社の定める方法により払い込んでください。その保険料の未払込分の払込がなかったときは、保険契約は効力がなくなります。

(主約款の適用)

第9条 この特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を適用します。

(医療保障保険（個人型）契約の場合の特則)

第10条 第3条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約については、普通保険料率を適用します。

(積立利率変動型保険契約の場合の特則)

第11条 この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、第2条（契約日の特例）の規定を適用しません。

(ガン保険契約の場合の特則)

第12条 この特約がガン入院保障付無配当定期保険、新ガン保障付無配当定期保険または無配当終身ガン保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第2条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故（無配当終身ガン保険に付加されているときはガン以外の事由による被保険者の死亡）が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

団体扱特約（年払・半年払）条項

(特約の取扱)

第1条 会社と団体取扱協約を締結した次の各号の団体（以下「団体」といいます）に所属または加盟する者（以下「団体所属員」といい、団体所属員が会社・商店等である場合には、当該団体所属員の役職員を含みます）を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険」といいます）または団体を保険契約者とし、団体所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険」といいます）で、団体の承認を受けて取り扱う保険契約は、この特約の定めにより年払または半年払の方法で保険料を払い込む取扱をします。

- (1) 官公署、会社、工場その他の給与の支給関係のある団体（その事業所を含みます）
 - (2) 組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（その事業所を含みます）
2. 前項の団体は、保険契約者または被保険者の数が10名以上であることを要します。

(保険料率)

第2条 前条第1項第1号の団体で、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名以上の場合には、半年払保険料は団体保険料率Aを適用します。ただし、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名に満たなくなった後、6カ月を経過するまでにこれを補充することができないときは、団体保険料率Aは適用しません。

2. 前項の場合において、事業保険と個別保険契約があり、それぞれ被保険者の数と保険契約者の数とを名寄せのうえ合算して20名以上の場合には、団体保険料率Aを適用することができます。
3. 保険料の自動振替貸付を行なうときは、前2項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、普通保険約款（以下「主約款」といいます）に規定するところにより取り扱います。

(保険料の払込)

第3条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて一括して会社に払い込むものとし、この場合、団体が会社に払い込んだ日をもって保険料の払込があった日とします。

2. 第2回以後の保険料については前項により払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって団体所属員に対する領収証にかえます。

(特約の更新)

第4条 保険契約更新の際、保険契約者から反対の申出がない限り、この特約も保険契約とともに更新されます。

2. 第6条第4号および第7条の規定は、この特約の更新の場合に準用します。

第5条 削除

(特約の失効)

第6条 次の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者が団体を脱退したとき。ただし、個別保険の保険契約者が団体を脱退した場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
- (2) 保険料の払込方法をこの特約による年払または半年払以外の方法に変更したとき
- (3) 会社と団体に締結した団体取扱協約が解除されたとき
- (4) 第2回以後の保険料が猶予期間の満了の日までに払い込まれなかったとき
- (5) 第1条第2項に規定する人数に満たなくなった後、6カ月を経過するまでにこれを補充することができないとき
- (6) 保険契約が保険料の払込を要しなくなったとき

(特約の効力がなくなった保険契約の取扱)

第7条 前条の規定によってこの特約が効力を失った保険契約は、一般扱の保険料、年払または半年払の保険契約となって主約款だけが適用されます。ただし、保険契約者より別段の申出がないときは、保険料の払込方法<経路>は、郵便振替または銀行振込により払い込む方法に変更されたものとします。

(主約款の適用)

第8条 この特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を適用します。

(医療保障保険（個人型）契約の場合の特則)

第9条 第2条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約については、普通保険料率を適用します。

(セゾン生命保険株式会社より承継したご契約用)

特別集団扱特約条項

(特約の適用範囲)

第1条 この特約は、会社と特別集団扱協約を締結した、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し信用供与を受けるものである集団（以下「集団」といいます）で、保険契約が次の条件を備える場合に限り適用します。

- (1) 集団または集団の代表者もしくは集団に所属する者を保険契約者とする事
- (2) その集団において保険料の一括払込が可能であること
- (3) 被保険者は集団の所属員またはその同居の親族もしくは使用人であること
- (4) 保険種類ごとの被保険者の数が20名以上であること。ただし、集団の所属員を保険契約者とする場合には、保険契約者および被保険者の数がいずれも20名以上であること

(特約を適用する手続)

第2条 この特約は、保険契約者または保険契約申込人から集団の取扱責任者を通じて会社に申出があった場合、その保険契約に適用します。

(契約日の特例)

第3条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款（以下「主約款」といいます）に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

(保険料率)

第4条 この特約を適用する保険契約に対する保険料率は、集団扱の保険料率によります。

(保険料の払込)

第5条 保険料の払込方法は、年払または半年払もしくは月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

2. 第2回以後の保険料（更新保険料を含みます）は集団を経由して払い込んでください。保険料の払込は集団が会社に払い込んだ日をもって、払込のあった日とします。
3. 第2回以後の保険料については、集団から払い込まれた保険料総額に対する領収証を集団に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

(特約の失効)

第6条 この特約は、次の場合には、将来に向かってその効力を失います。

- (1) 会社と集団の間で締結した特別集団扱協約が消滅したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき
2. 被保険者の数（集団の所属員を保険契約者とする場合には、保険契約者および被保険者の数）が20名未満となり、6カ月を経過してもなお20名以上とらなかった場合には残存する保険契約についてこの特約は効力を失います。

(特約が効力を失った保険契約の取扱)

- 第7条** この特約が効力を失った保険契約については、一般扱の保険料率にもとづく年払、半年払または月払の保険契約となって主約款だけが適用されます。
2. 年払、半年払の方法に変更する場合、その保険年度の保険料に未払込分があるときは、この特約が効力を失ってから2カ月以内にその未払込保険料を一時に払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、保険契約は効力を失います。

(特約の更新)

- 第8条** この特約を適用する保険契約が更新されたときは、その保険契約とともにこの特約も更新して継続されます。

(主約款の不適用)

- 第9条** この特約を適用する保険契約については、インフレ・ガードとしての保険金額の増額に関する主約款の規定は適用しません。

(ライフサイクル特約条項の不適用)

- 第10条** この特約を適用する保険契約については、ライフサイクル特約条項の規定は適用しません。

(協議内容の決定および変更)

- 第11条** 次の各号の事項については、特別集団扱協約締結の際、保険契約者（集団の所属員を保険契約者とする場合にはその代表者とし、以下本条において同じとします）と会社とが協議のうえ定めます。

- (1) 被保険者の加入に関する事項
 - (2) 被保険者の選択に関する事項
 - (3) 被保険者の脱退に関する事項
 - (4) 保険金額に関する事項
 - (5) 保険期間に関する事項
 - (6) 保険料に関する事項
 - (7) その他必要な事項
2. 前項の規定によって定められた事項については、特別集団扱協約締結後においても保険契約者と会社とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
3. 本条の規定によって定められた事項は、協約内容の一部となるものとします。

(主約款の準用)

- 第12条** この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

(ガン保険契約の場合の特則)

第13条 この特約がガン入院保障付無配当定期保険または新ガン保障付無配当定期保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第3条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。
- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

(契約日の特例)

- 第2条** 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款（以下「主約款」といいます）に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定め

(保険料率)

- 第3条** この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 保険料の一括払を行なうときは、前項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。
3. 保険料の自動振替貸付を行なうときは、第1項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。

(保険料の振替)

- 第3条の2** 保険料の振替は、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約締結の際、この特約を付加する場合
第1回保険料から保険料の振替を行ないます。ただし、第1回保険料または第1回保険料相当額を直接会社に払い込んだ場合には、第2回目の保険料から振替を行ない
 - (2) 保険期間の中途において、この特約を付加する場合
この特約付加の申出があった月の翌期の払込期月分から保険料の振替を行ないます。ただし、この特約付加の申出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料（保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます）があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定し

た場所に払い込んでください。

(保険料の払込)

第4条 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします)に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者はあらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
5. 削除

(保険料口座振替が不能な場合の取扱)

第5条 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行いません。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、翌月の振替当日に再度口座振替を行いません。
2. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができません。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て、他の払込方法を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の払込方法を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
- (4) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(医療保障保険（個人型）契約の場合の特則)

第9条 第3条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約については、普通保険料率を適用します。

(積立利率変動型保険契約の場合の特則)

第10条 この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、第2条（契約日の特例）の規定を適用しません。

(ガン保険契約の場合の特則)

第11条 この特約がガン入院保障付無配当定期保険、新ガン保障付無配当定期保険または無配当終身ガン保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第2条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故（無配当終身ガン保険に付加されているときはガン以外の事由による被保険者の死亡）が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

個人年金保険料税制適格特約（60）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、個人年金保険契約に付加することにより、付加された個人年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。なお、付加されている一時払年金増額特約以外の特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

（特約の付加）

第1条 この特約は、主たる保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が次のいずれも満たす場合に限りです。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の満年齢が59歳6か月をこえ、かつ、年金支払期間が10年以上であること

（税制適格のための特別取扱）

第2条 この特約が付加されている主たる保険契約（この特約以外の付加されている特約を含み、以下「主契約」といいます）については、主契約の普通保険約款（この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款」といいます）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日前に割り当てた保険契約者配当金の取扱
主約款の規定により、年金支払開始日前に割り当てた保険契約者配当金は、次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金支払のときは死亡給付金受取人）に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続したときは年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- (2) 年金支払開始日以後に割り当てた保険契約者配当金の取扱
主約款の規定により、年金支払開始日以後に割り当てた保険契約者配当金の支払方法について、保険契約者が「利息をつけて積み立てる方法」を選択した場合、その積み立てられた保険契約者配当金は、保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。また、年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の一時支払を行なった保険契約については、一時支払された保証期間中は、次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、被保険者が保証期間中に死亡したときは被保険者の死亡時の法定相続人に支払い、被保険者が保証期間満了時に生存していたときは、保証期間経過後最初に到来する年金支払日に増加年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- (3) 返戻金その他の払戻金の取扱
会社が支払うべき次の金銭があるときは、これを支払うべき日から会社の定める利率

による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金支払のときは死亡給付金受取人）に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続したときは年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。

- (ア) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭
 - (イ) 主契約に付加されている特約が解約または減額された場合に支払うべき返戻金
 - (ウ) 保険料の前納期間が終了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額
- (4) 貸付金が年金支払開始日前に返済されない場合の取扱
- 主約款に定める貸付金があるままで年金支払開始日が到来した場合は、保険契約者の申出により、次のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額をこえる場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。
- (ア) 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めます。
 - (イ) 年金の一時支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法
- (5) 保険契約の内容の変更等の取扱
- 主契約の内容の変更等については、次のとおり制限します。
- (ア) 第1条（特約の付加）の第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
 - (イ) 契約の日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。
 - (ウ) 主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により、貸付金の元利金が会社の定める返戻金の一定割合をこえることとなる場合は、主契約の内容の変更等は取り扱いません。
- (6) 複数の年金種類および型に変更した場合の年金の一時支払の取扱
- 複数の年金種類および型に変更した場合、変更後の年金部分のうち一部の一時支払を請求することはできません。

(特約の消滅)

第3条 次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 保険料の払込の免除事由が生じたとき
 - (3) 保険契約者が変更され、第1条（特約の付加）第1号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき
2. 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条第3号の規定により積み立てられた金銭があるときは、保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。

(特約の解約)

第4条 この特約のみの解約はできません。

(夫婦年金特約を付加した場合の特則)

第5条 この特約が付加されている主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の第1条第2号は、「年金受取人は主たる被保険者（被保険者の一方が死亡した後は生存配偶者）と同一人であること」と読み替えます。
- (2) この特約の第2条の規定のうち、「基本年金額」とあるのは「夫婦基本年金額」と読み替えます。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合その他の団体（以下「団体」といいます。）に勤務または所属し、その団体から毎月俸給（役員報酬を含みます。）等給与の支払を受ける者またはその同居親族もしくは扶養親族を被保険者とする保険契約の被保険者または被保険者の人数が、次のいずれかの条件を満たす場合には、会社は、その団体と団体特別取扱協約を締結し、その団体に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. その団体に勤務または所属する保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であるとき。
2. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体に勤務または所属する者を被保険者とする事業保険契約の被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であるとき。
3. その団体に勤務または所属する保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であるとき。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社を取り決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(社員配当金の支払)

第7条 社員配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の社員配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、団体代表者を経由して、現金で支払います。ただし、社員配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者（事業保険契約の保険契約者は除きます。）が死亡し、または団体を脱退したとき。
2. 保険契約が払済保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といいます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは扶養親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(社員配当金の支払)

第7条 社員配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の社員配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を經由して、現金で支払います。ただし、社員配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。
2. 保険契約が払済保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(東邦生命保険相互会社より承継したご契約用)

集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といいます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法＜回数＞は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日ま

でに集団を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

医療保障付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といいます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と医療保障付定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

新医療保障付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団（以下「集団」といいます。）に勤務または所属する者（以下「所属員」といいます。）を保険契約者（集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。）とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と新医療保障付定期保険集団取扱協約（以下「集団取扱協約」といいます。）を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員または同居家族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、新医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないまま、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替（以下「保険料口座振替」といいます。）を委託すること
3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約および昭和60年4月1日以前に締結された生存給付金付定期保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めの日（以下「振替日」といいます。）に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

- ④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行いません。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の当日に再度保険料口座振替を行いません。

- ② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料（月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。）を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割引きます。

- ② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。

- ② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。
- ③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択してください。
- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更の際し、その変更の手続が行なわれなまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき

3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

個人年金保険料税制適格特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、新終身年金保険契約（終身年金保険契約を含みます。以下同じ。）に付加することにより、付加された新終身年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

なお、付加されている新配偶者年金特約（配偶者年金特約を含みます。以下同じ。）以外の特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

(特約の締結)

第1条 この特約は、新終身年金保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約および新配偶者年金特約に付加して締結します。ただし、主契約および主契約に付加されている新配偶者年金特約が次のいずれも満たす場合に限り、

1. 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること。ただし、主契約に新配偶者年金特約を付加する場合には、契約者に限り、
2. 年金受取人は被保険者と同一人であること
3. 配偶者年金受取人は契約者の配偶者と同一であること
4. 保険料払込期間が10年以上であること
5. 年金の種類が確定年金、有期年金および保証期間付有期年金の場合は、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている主契約および新配偶者年金特約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および新配偶者年金特約条項（配偶者年金特約条項を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 年金の一時支払の取扱

保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の保証期間内および確定年金の残余年金支払期間内の未払年金については、その一部の一時支払を請求することはできません。

2. 年金支払開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱

主約款および新配偶者年金特約条項の規定により、主契約の年金支払開始日前に割り当てられた社員配当金は、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者（死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人）に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第24条および新配偶者年金特約条項第19条に定めるところによります。ただし、年金の支払が確定年金の場合は主約款第51条の定めるところにより、有期年金または保証期間付有期年金の場合は主約款第61条の定めるところによります。

3. 年金支払開始日以後に割り当てられた社員配当金の取扱

- (1) 保証期間付終身年金の場合で、保証期間内の未払年金の一時支払が行なわれたときは、年金支払開始日以後に割り当てられた社員配当金は、一時支払された保証期間中、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金または配偶者年金とともに支払う代わりに、保証期間経過直後の年単位の契約応当日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第24条および新配偶者年金特約条項第19条に定めるところによります。
- (2) 保証期間付有期年金の場合で、保証期間中の未払年金の一時支払が行なわれたときは、年金支払開始日以後に割り当てられた社員配当金は、一時支払された保証期間中、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金とともに支払う代わりに、保証期間経過直後の年単位の契約応当日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第61条に定めるところによります。

4. 解約払戻金その他の払戻金の取扱

会社が支払うべき次の金銭がある場合は、これを支払うべき日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者(死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人)に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、第2号の規定を準用します。

- (1) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭
- (2) 主契約に付加されている新配偶者年金特約の年金支払開始日前の配偶者の死亡に対して支払うべき配偶者死亡給付金
- (3) 主契約に付加されている新配偶者年金特約の解約その他の場合に支払うべき払戻金
- (4) 保険料の前納期間が終了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額

5. 貸付金が年金支払開始日前に返済されない場合の取扱

主約款に定める貸付金があるままで主契約の年金支払開始日が到来した場合は、契約者の申出により、次のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額を超える場合は、保険契約は主契約の年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

- (1) 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は会社の定める範囲内で契約者の申出により定めます。
- (2) 保証期間付終身年金、保証期間付有期年金および確定年金の場合、保証期間内または残余年金支払期間内の未払年金の一時支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法。

6. 保険契約の内容の変更等の取扱

主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約の締結)第2号および第4号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等は取り扱いません。
- (2) 契約の日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。

- (3) 主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金銭から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等により貸付金の元利金が解約払戻金額を超えることとなる場合は、主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等は取り扱いません。

(特約の消滅)

第3条 次のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 主契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込免除の事由が生じたとき。
 3. 契約者が変更され、第1条（特約の締結）第1号および第3号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき。
- ② 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条第4号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の解約)

第4条 契約者は、主契約を解約する場合に限り、この特約を解約することができます。

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

第1条 この特則は、平成24年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約（主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（既契約用）および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（更新用）を含みます。以下「主契約等」といいます。）に適用されます。

- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項（以下「主約款等」といいます。）の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

第2条 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等（名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。）が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日（5日と定められている主約款等においては5日）以内に会社の本社で支払います。

- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

（死亡保険金の簡易請求）

第3条 死亡保険金（名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。）の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

（特則の解約）

第4条 この特則のみの解約はできません。

（特則の更新）

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

（保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則）

平成24年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条（保険金等支払の時期および場所）第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

「4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実

- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

※セゾン生命保険株式会社より承継したご契約および東邦生命保険相互会社より承継したご契約についても、この特則の適用対象となるご契約です。

保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（復活用）

（特則の適用）

第1条 この特則は、保険法（平成20年法律第56号）施行（平成22年4月1日）時より保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（既契約用）が適用された主契約および主契約に付加された特約（以下、この特則において「主契約等」といいます。）の復活が行なわれる際、その復活の責任開始時が平成22年4月1日以後である場合に、主契約等に適用されます。ただし、更新の取扱（自動更新特約を付加して更新の取扱がある特約も含まれます。本項において同じ。）がある主契約等で、同法施行後に復活する前に、主契約等が更新されていたときには、この特則は適用しません。

- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款および特約条項（以下「主約款等」といいます。）の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

（復活の際の取扱）

第2条 この特則が適用された場合、次の各号のとおり取り扱います。

1. 主約款等における詐欺による主契約等の無効に関する規定については、詐欺による主契約等の取消として適用します。
2. 告知義務に関する規定において会社が告知を求めた事項については、保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等（名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下、この特則において「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が書面で告知を求めた事項または会社指定の医師に口頭で告知した事項とします。
3. 主契約等を解除できない場合に関する主約款等の規定のほか、会社は、次のいずれかの場合についても、主契約等の解除を行なうことができません。
 - (1) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本号および次号において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が主約款等の告知義務に関する規定に定める告知をすることを妨げたとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、主約款等の告知義務に関する規定に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 前号(1)および(2)の場合には、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、主約款等の告知義務に関する規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
5. 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。
6. 主約款等の保険金等の受取人に関する規定については、主約款等の規定にかかわらず

ず、次のとおりとします。

- (1) 主約款等で保険金等の受取人の範囲が指定されている場合、その範囲以外の受取人へ変更することはできません。
 - (2) 主約款等で保険金等の受取人の変更に関する規定がある場合、保険証券への裏書を会社への対抗要件としている規定は適用せず、会社に対する通知によるものとします。この通知が会社に到達した場合には、保険金等の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (3) 継続年金受取人の変更について、前2号の規定を準用します。
7. 給付金（一時金および年金を含みます。以下本号において同じ。）の受取人を契約者と定めている主約款等に給付金の受取人に関する特約を付加して、その給付金の受取人を被保険者とする場合、次のとおりとします。
- (1) この特約は、給付金の支払事由が発生する前に限り、付加することができます。
 - (2) 前号の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。
 - (3) 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。
 - (4) この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 保険金または給付金の受取人は主約款の被保険者と特約条項に定められている家族特約（特約の被保険者が主約款の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。）に家族特約の保険金等の受取人に関する特約を付加して、その保険金または給付金の受取人を契約者とする場合、次のとおりとします。
- (1) この特約は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、付加することができます。
 - (2) 前号の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。
 - (3) 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。
 - (4) この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。
9. 遺言による保険金等の受取人の変更については、次のとおり取扱います。
- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、主約款等において保険金等の受取人の範囲が規定されている主約款等については、その範囲以外の保険金等の受取人へ変更することはできません。
 - (2) 前号の保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

- (3) 前2号による保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
10. 保険金等の受取人が死亡した場合は、次のとおりとします。
- (1) 保険金等の受取人が保険金等の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金等の受取人とします。
 - (2) 前号の規定により保険金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により保険金等の受取人となった者のうち生存している他の保険金等の受取人を保険金等の受取人とします。
 - (3) 前2号により保険金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
11. 保険契約者の住所の変更については、次のとおりとします。
- (1) 主約款等に規定する保険契約者の住所または居所には、通信先を含みます。
 - (2) 保険契約者が住所または居所の変更について会社に通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。
12. 保険金等、責任準備金、積立金、契約者価額、解約払戻金、解約返戻金、契約者配当金または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

(特則の解約)

第3条 この特則のみの解約はできません。

(特則の消滅)

第4条 この特則が適用された主契約等が更新したときは、その更新された部分については、この特則は消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（復活用）条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お取扱（担当者）